

改正

平成30年4月9日告示第30号
令和2年12月11日告示第147号
令和7年8月21日告示第117号
令和7年12月24日告示第151号
令和8年1月14日告示第4号
令和8年8月12日告示第102号

築上町地域公共交通会議設置要綱

築上町地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第118号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 築上町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- （2） 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3） 生活交通の確保・維持・改善のための事業に関する事項
- （4） 地域公共交通網形成計画の策定、変更等の協議に関する事項
- （5） 地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （6） 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （7） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、乗合旅客輸送の運賃及び料金に関する事項について協議するため、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会を置く。

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 築上町長又はその指名する者
- （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3） 一般乗用旅客自動車運送事業者
- （4） 社団法人福岡県バス協会
- （5） 福岡県タクシー協会
- （6） 住民又は利用者の代表
- （7） 福岡運輸支局長又はその指名する者
- （8） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （9） 学識経験者
- （10） 町内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- （11） 福岡県豊前警察署の代表者又はその指名する者
- （12） 築上町商工会の代表者又はその指名する者

(13) 築上町社会福祉協議会の代表者又はその指名する者

(14) その他、町長が必要と認めて任命する者

(委員の任期)

第4条 前条に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は2年とし、再委嘱を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、第3条第1号に規定する委員をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議をその会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、委任により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 交通会議の議決方法は、原則全会一致とするが、それに拠りがたいときは出席した委員の過半数の同意をもって決する。

5 交通会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議へ出席を依頼し、意見等を求めることができる。

7 交通会議の庶務は、まちづくり振興課において処理する。

(書面による議決)

第8条 会長は、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 交通会議に提案され、協議・調整を行ったもののうち、軽微な計画の変更に関する事項

(2) 至急の決議が必要であり、交通会議を開催する余裕がないとき。

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次の交通会議においてその内容を報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が整った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会に代表及び副代表を置く。

4 代表及び副代表は、委員の互選によって定める。

5 代表は、幹事会を代表し会務を総括する。

6 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

7 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(運賃協議分科会)

第11条 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) まちづくり振興課長

(2) 当該運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 第3条に定める構成員のうち第6号及び第7号の委員

2 運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号の者がこれに当たる。

3 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、分科会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

4 運賃協議分科会は、会議において協議が調ったときは、その結果を交通会議において報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月14日から施行する。

附 則 (平成30年4月9日告示第30号)

この告示は、平成30年4月9日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日告示第147号)

この告示は、令和3年1月12日から施行する。

附 則 (令和7年8月21日告示第117号)

この告示は、令和7年8月21日から施行する。

附 則 (令和7年12月24日告示第151号)

この告示は、令和7年12月24日から施行する。

附 則 (令和8年1月14日告示第4号)

この告示は、令和8年1月14日から施行する。

附 則 (令和8年8月12日告示第102号)

この告示は、令和8年8月12日から施行する。